**上場適格性調査に関する報告書**

**（****プレミア市場・新規上場）**

　　　　年　　月　　日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長　殿

幹事取引参加者　　　　　　　　　　　　　　　印

代表者の役職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

　当社は、申請会社である 　　　　　　　　　　　　　（その企業グループを含む。以下「同社」という。）について、有価証券上場規程第213条第１項各号に掲げる事項に適合する見込みがあるかの調査（以下「上場適格性調査」という。）を行いました。

　現在までの上場適格性調査の結果、当社は、同社が当該事項に適合する見込みがあるものと判断いたしました。なお、当社は、今後引き続き調査を行い、新規上場日までの間に、なんらかの異常が認められた場合には、遅滞なく貴取引所に報告いたします。

　同社に係る上場適格性調査及び上場準備の過程で、当社が特に重点的に確認・指導した事項は別紙のとおりです。

別　紙

1. 「企業の継続性及び収益性（有価証券上場規程第213条第1項第1号）」関係
2. 「企業経営の健全性（有価証券上場規程第213条第1項第2号）」関係
3. 「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性（有価証券上場規程第213条第1項第3号）」関係
4. 「企業内容等の開示の適正性（有価証券上場規程第213条第1項第4号）」関係
5. 「その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（有価証券上場規程第213条第1項第5号関係）」関係

以　上

（記載上の注意）

1. 本書の提出に当たっては、この（記載上の注意）の添付は必要ありません。
2. 本紙冒頭の傍線部には申請会社名をご記載ください。
3. 別紙には、以下に示す項目のうち、上場適格性調査の過程で特に留意した事項、重点的に確認した事項（上場準備過程で整備した内容を含む）を具体的に記載してください。ただし、特筆すべき内容が無い場合は記載を省略して構いません。
4. 「企業の継続性及び収益性（有価証券上場規程第213条第1項第1号）」関係
* 事業計画の策定にあたって設定した前提条件（ビジネスモデル、事業環境、リスク要因、経営資源の状況等）の適切性（客観的な分析を十分に行っているか　等）
* 安定的に相応の利益を計上できる合理的な見込み
* 経営活動の安定性、継続性
* その他企業の継続性及び収益性に関して特に留意した事項
1. 「企業経営の健全性（有価証券上場規程第213条第1項第2号）」関係
* 関連当事者取引（取引の合理性、関連当事者その他の特定の者への利益供与の有無、申請会社利益の不当流出の有無等）
* 役員の状況（相互の親族関係、構成、勤務実態、他の会社等の役職員等との兼職の状況等）
* （親会社等を有する場合）親会社等からの経営活動の独立性（「一事業部門」の該当可能性、取引条件、人的依存の状況等）
* その他企業経営の健全性に関して特に留意した事項（経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）の有無・内容、当該取引に関するチェック体制の整備・運用状況、経営者が不適切な取引を行っていた場合、当該取引の概要及びその後の対応状況等）
1. 「企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性（有価証券上場規程第213条第1項第3号）」関係
* コーポレート・ガバナンス（機関設計、役員構成等）の状況（有価証券上場規程第433条から第439条までの規定事項の遵守状況等を含む）
* 内部管理体制（経営管理組織・社内諸規則、内部監査体制）の整備・運用状況
* 経営組織の維持・管理に必要な人員確保の状況
* 会計組織の整備・運用状況
* 採用している会計処理基準の妥当性（実態に即しているか）
* 重大な法令違反の有無（今後の発生見込みを含む）
* 事業展開に密接な各種法令・規制等の遵守の状況、法令違反防止のための体制の整備・運用状況
* その他企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性に関して特に留意した事項（経営者の法令遵守やリスク管理等に対する意識）
1. 「企業内容等の開示の適正性（有価証券上場規程第213条第1項第4号）」関係
* 適時開示体制（会社情報の適正な管理・開示）
* 内部者取引の未然防止体制
* 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載される「投資者の投資判断上有用な事項（※）」や「リスク要因として考慮されるべき事項」、「主要な事業活動の前提となる事項」の指導・審査内容
* 新規上場申請者の企業グループが、中長期的な企業価値向上のための投資活動により相応の利益を一時的に計上しないことが見込まれるときは、当該投資活動に係る事項を含む。
* （親会社等を有する場合）親会社等情報の開示体制
* その他企業内容等の開示の適正性に関して特に留意した事項
1. 「その他公益又は投資者保護の観点から当取引所が必要と認める事項（有価証券上場規程第213条第1項第5号）」関係
* 株主等の権利内容及びその行使に関する事項（買収防衛策に関する事項）
* 経営活動や業績に重大な影響を与えうる係争又は紛争に関する事項
* 主要な事業活動の前提となる事項（事業継続に支障を来す要因の有無等）
* 反社会的勢力の経営活動への関与を防止するための社内体制の整備・運用状況（業界慣行や取引慣行等を考慮した、排除のための具体的な取組内容）
* 反社会的勢力による経営活動への関与の実態（具体的な調査範囲及び調査方法を含む）
* その他公益又は投資者保護の観点から特に留意した事項
1. 当取引所の審査過程で発覚した審査上の論点に関して本報告書に記載が無かった場合、当該論点について追加で報告を求めることがあります。

（2021.9.1）